

平成 20 年（ワ）第 1978、2900、4164、5102 号、平成 21 年（ワ）第 1152、2728 号、4662 号、5876 号、平成 22 年（ワ）第 1425 号

ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国 B 型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件

原告 原告番号 1 番ないし 133 番

被告 国

意見陳述書

2010（平成 22）年 6 月 4 日

福岡地方裁判所民事第 2 部合議係

原告 富 田 圭 一

1 感染を知って

平成 3 年 10 月、私が通っていた高校に献血車がやってきて同じクラスの友達と共に血液を採取されました。当時、私は 18 歳。高校 3 年生でした。

無事に献血を終えた私は、“これで少しは人の役に立てるのかな”と何か誇らしい気持ちになりました。

しばらくたったある日、テレビドラマを見ました。

世の中の全ての患者さんを救うのだという高い志を持ったお医者さんの話でした。

歩道橋の下で吐血している方と出会ったお医者さんは、懸命に介抱します。しかし吐血していた方は、B 型肝炎を発症していたのです。治療の過程で血液感染したお医者さんも、B 型の劇症肝炎を患い、生死の境をさまよいます。

このドラマを見ていた私は、“怖い病気があるものだ。血液感染する上に、死んでしまう病気なんて。”と強い衝撃を受けました。

その 2、3 日後だったでしょうか。赤十字血液センターより 1 通の封筒が届きました。“献血のお礼かな？”と軽い気持ちで開封すると、体が凍りつきました。“B 型肝炎に感染している”お知らせだったのです。

“自分は死ぬんだ”それが真っ先に思い浮かびました。顔は蒼ざめ、全身の血の気が引いて行くのがわかりました。

“せっかく産んでくれたのにゴメン。俺、死ぬみたいだ”私は両親に打ち明けました。突然のことに両親は、とまどうばかりでした。

私は、勧められた精密検査をすぐに受ける気にはなれませんでした。

何故なら、突然突きつけられた B 型肝炎ウイルスによる“死”という意識で、神経をすり減らしていた私には、真実と向かい合う勇気が無かったからです。

2 キャリアとしての生活

高校を卒業後、家電販売員として就職した私は、ようやくB型肝炎に対する気持ちの整理がついた20歳の時に精密検査を受けました。

検査結果では、キャリアで、普通の生活を送る事には問題ありませんとの説明がありました。

しかし、血液感染するウイルスであるから、血液の処理は自分で行わなければならないと言われてました。

職場でも、仲間に“私が例え大怪我をしても血液に触れないでくれ”“血液に触れるとB型肝炎に感染してしまうから”と説明してきました。いえ、説明せざるを得ませんでした。

人に感染させると大変なことになるという、テレビドラマのインパクトが私の頭の中から消える事が無かったからです。

平成20年、私はB型肝炎に理解のある妻と結婚しました。

性交渉にて感染する可能性がある事を知りながら、あえて受け入れてくれた妻には、感謝の気持ち以外に表わす言葉は見当たりません。

そして9月には長女が産まれました。幸いにも2人共、ウイルスに感染する事無く現在に至っています。

今後は、出来れば兄弟をつくってあげたい。私も妻も3人兄弟の中で育ち、兄弟の存在のありがたみを深く感じているからです。

しかし、医師からこう言われました。「いったん抗ウイルス薬を飲み始めたらやめるわけにはいかない。そして、抗ウイルス薬を飲むと、遺伝子の複製を阻害するから、奇形の子が産まれやすくなる。」

そう聞かされて次の子どもをつくろうと思う夫婦がいるのでしょうか？

私たち夫婦のささやかな願いも踏みにじるこの病気に、やり場のない怒りを覚えずにはられません。

3 慢性肝炎を発病して

平成22年1月に、たまたまホームページを見て、B型肝炎訴訟のことを知りました。

今まで、感染した原因がわからなかった私は、注射器の回し打ちが原因だったのかと驚きました。

提訴しようと思い、平成22年2月に精密検査を受けたところ、B型慢性肝炎であると診断されました。

“とうとう発病してしまった”“これからどんどん症状が進行していくのではないか

” “抗ウイルス薬を死ぬまで飲み続けなければならない” “子どもはあきらめなければならないのか” 次から次へと不安が襲ってきました。

予防接種の時の注射器の回し打ちが原因で、B型肝炎ウイルスに感染し、私の血液が汚されたのであれば、国の責任で私の血液をきれいな血液に入れ替えてほしい。私の願いは、ただそれだけです。

4 国の対応について

今年の3月24日の提訴以来、早期解決へ向けて活動を続けてきましたが、国の姿勢は耳を疑うことの連続でした。

2006年の最高裁判決で、国の責任が明確になっているにも関わらず、論点を命を守る問題から財源問題にすりかえようとしています。

さらには、検討されているはずの対策が密室の中に閉じこめられ、原告に対して説明すらなされない状況です。

ならばと、厚労相並びに関係閣僚に原告の声を聞いて和解協議入りを決めるよう求めてきましたが“責任ある回答が出来ないから原告とは会わない”との返答を繰り返すばかりでした。

5月14日の札幌地裁の和解協議入り表明を受けて、翌週には、厚生労働大臣との面談が用意されました。

“責任ある回答”が出来ないから原告と会えない筈の大臣が、面談という形で我々の目の前に現れたのです。当然“責任ある回答”を聞かせてもらえるものと考えて、私をはじめ原告はこの面談に臨みました。

原告は、被害の状況や早期解決の必要性を懸命に訴えました。

しかしながら大臣は、私達原告の前で、相も変わらず官僚答弁を繰り返すばかりで、“責任ある回答”を出す事は最後までありませんでした。

面談に参加した私は悔し涙を流しながら、何故国は真正面からこの問題に取り組もうとしないのか。ここまで被害を訴えても我々の思いは届かないのか。やりばのない憤りを感じながら議員会館を後にしました。

私たちは、大臣と面談したという事実が欲しい訳ではないのです。具体的な解決策を見出そうとする姿勢を一分一秒でも早く示して欲しいのです。

今、行うべき事は、いたずらに和解を引き延ばす事では無い筈です。

国は原告との直接協議を拒んでおりますが、原告の意見や実情を聞かずして、また、原告や国民に何らの説明も行わないまま、この問題に対する解決策を作ることができるのでしょうか？

今こそ、国及び原告が直接協議という場において、お互いに手を取り建設的な意見交換が出来て初めて効果的な対策が打てるのではないのでしょうか？

そのために、何よりもまず、私たちを被害者と認め、心から謝罪して下さい。そして私たちの命を第一に考えて下さい。さらに、加害者としてできる精一杯の説明と解決策の提示を一刻も早く行って下さい。回答の引き延ばしと解決の引き延ばしはもうやめて下さい。